

# アウトドアスポーツのいま —スポーツと自然とのかかわりから—

ラトビアスポーツ教育アカデミー  
三浦 裕

## はじめに

近年、新型コロナウイルス (COVID-19) の勃発および感染防止のため、混雑した室内での他者との接触を回避するため、他者との身体的距離 (2m以上を目安) の確保が可能な屋外で活動することが多くなってきている。その屋外での活動と言うならば、時折ネーチャー・スポーツと言う言葉を耳にするようになった。しかし、ネーチャー・スポーツとは何か。英語で言うネーチャー・スポーツという単独のスポーツ種目自体は存在しない。敢えて言えば、“Nature sports comprise a group of sporting activities that are developed and experienced in natural or rural areas, ranging from formal to informal practices”<sup>1</sup>。という解釈になる。この意味では、日本語で言うところの自然や田舎で実施されるアウトドアスポーツに相当するであろう。また、“developed and experienced” とある単語の意味を考慮すれば、対自然スポーツ (運動) というニュアンスも含まれるであろう<sup>7</sup>。いずれにせよ、スポーツやそれを実施する人間と自然とのかかわりはコロナを問わず深淵である。

さて、自然は人間にとっての生存基盤である。と言うよりは、そもそも人間は地球という自然環境の中でその変化にともない誕生した多種多様な生命体 (生物) のうちのひとつに過ぎない。このように考えれば自然に損害を与えることは、結果的に人間を含めた生物全般の生存基盤に関わる影響を与えることに繋がることになる。人間が現在まで生き延びてくることができたのは、この自然という地球の資源環境を基本的には衣食住からなる生命生存のために活用した結果である。つまり、このような生存自体に恩恵のある自然に対して、人間は人間としての自然の知恵を包含した技術という人為的な働きかけを行い、自然とともに生存 (共存) しているのが現代である。歴史的に見れば、この人為的な働きかけとして始まった農業は次第に機械化・化学化・工業化・商業化されるなど、現在では多くの点において生活の基盤となっている。

しかし、時代のながれとともに工業化・商業化などが進むにつれ、自然環境への圧迫や悪影響、そして環境破壊なども年々報じられるようになり、それらが以前にも増して人々の身近な話題となってきている。さらには、そのような傾向は環境に対する世界的な保護意識の高まりなどにより、環境保護を目的とする規制への抵触の危惧や現実的な法令基準の制定などが求められてきている。

例えばスポーツの場合、屋外で行われるスポーツはもちろんのこと、屋内で行われるスポーツであっても、スポーツを実施する空間は常に空気や温度・湿度・照明などに影響を受けている訳であり、動員される審判や観客などにより構成・開催されるのが一般的となっている。つまり、スポーツと自然は切っても切り離せない関係にあると言

える。もちろん、どんなものでも法令や規定などにより制限を加えたり、また取り締まればよいという訳ではなく、自然と人間とのよりよいかかわり方のためにはそれらに関わる法令の整備が望まれるのではないかということである。

しかし、現実的にスポーツと自然との関係をどのようにとらえたらよいのだろうか。確かに、オリンピックなどの大規模なスポーツイベントにおいてはいくつかそれへの対応が見られるものの、それは通常の個人の社会的意識の総意として考案・作成されたものではない。このため、本稿においてはスポーツと自然とのかかわりについて、人間と自然とのかかわり（権利）の観点、そしてその関係のとらえ方という2つの観点から検討することとする。

## 1 人間と自然

地球を包括的な意味での自然ととらえれば、人類は約500万年前にこの地球環境という自然の中で誕生したとされている。その地球という自然もこれまでにさまざまに変容してきたが、人類もそれに応じて生誕・進化してきた。つまり、人間は自然とともに誕生時から表裏一体として進化してきている。したがって、人間にとって現在の地球は自分たちが作ってきた住みやすい自然環境であると言いたい。ところが、前述のように世界各国の至る所で環境汚染や自然破壊などが進行しており、それらは人命さえも脅かしかねない懸念があるのが現状である。

人間がより住みやすい環境としてこれまで行われてきた地球を改良する目的や技術、内容・方法などが、実は自らの墓穴を掘り進んでいることに繋がっているかもしれない。それは、人間も含めて、そもそもの生命の誕生・維持となっている地球の資源の無差別・無節制な搾取などである。地球の資源が無限で使い放題であると思われた時代は、とうに過ぎた。現在、さまざまな工夫や思考が考案・試行されているものの、決して見通しは明るくない。地球外へ移住するなどという構想なども出るなど、将来地球はわがままな人間に見放されるのだろうか。

もし、仮にそのような状態になるとしても、それまでは人間と自然のかかわりは現在の踏襲である。つまり、人間中心にそれに付随する自然という見方ではなく、自然に包括される1つの生命体が人間であるという見方である。これは地球以外が生活拠点になった際にも、同様である。したがって、時代は経過してもまた人間の生存拠点が地球外であっても、人間と自然という環境のかかわり方は常に生じることとなる。

## 2 自然の中で展開されるスポーツと自然

このような人間と自然との状況において始められるようになったスポーツはその後公平・拡大化されるにともない、次第に規則化・工業化・商業化されていくことになる。特に競技スポーツは人工的に整備された施設において、公認の用具を用いて、定められたルールに従い、資格を持った審判により采配されることが多い。また、室内競技では気温や湿度、風量・風向など、あるいは近年ではコロナ対策も含まれるであろうが、その物理的・化学的指標に基づく測定物質の抽出や検出とそれらの検査基準および管理は比較的明確である。

一方、これに対して屋外の自然の中で展開されるスポーツはそれらの環境を室内競技ほど正確に管理することは難しい。もちろんそれぞれの競技には競技規則があるためそれに則って競技が実施されているわけであるが、その範囲内でさまざまな工夫が施されている。例えばアルペンスキー競技の場合、その日のスタート・滑降時の直前の滑走環境に照らし合わせて気温や湿度、スキー板・靴・ウェアの素地や性能を確認するとともに、ワックスの配合・選択を行い、塗布する順番や厚さまでも調整する。冬という自然環境を理解し知り尽くし、それを生かすことで

きる知識と技術そして経験が必須である。選手はそれらが考慮された用具を身につけ、技術と体力・精神力の限りを尽くして滑走する。我々の目に見えるのは放映される選手の滑走時の滑りがメインではあるが、この場面でも既に人間と自然という環境のかかわり方がベースとなっている。

### 3 自然の中で展開されるスポーツと自然とのかかわり

日本の土地は個人・法人・国家による所有であり、すべてが管理されている。このため、許可なく勝手に他人の土地に出入したり、スポーツをすることはできないし、またそこに実っている作物などを勝手に詐取することはできない。しかし、世界は広いもので、観光客を含めたすべての人に対して他人の土地への立ち入りや自然環境の享受を認める権利を保証している国がある。これは基本的に「土地の所有者に損害を与えない限りにおいて」という前提はあるものの、立ち入りを自由とするものである。これを「自然享受権」あるいは「自然環境享受権」と呼んでいる。

### 4 自然享受権について

この「自然（環境）享受権」という言葉は、日本では聞きなれない言葉である。この言葉をインターネットで検索するとヒットはするが、日本の事例は見当たらない。そもそも、この「自然享受権」とは北欧に古くから伝わる慣習法であり、自国以外の旅行者であってもすべての人に対して認める権利である。詳細は国によって異なるが、利用者の権利としては通行権や滞在権、自然環境利用権や果実採取権が認められている。ただし、禁止されている行為としては、原則として自然を破壊すること及び所有者を煩わせることである<sup>3</sup>。

北欧において示されている「自然享受権」は、通行券・滞在権・自然環境利用権・果実採取権などであり、その概要は次の通りである（表1）。

表1 北欧における自然享受権

種 類	内 容
通 行 権	徒歩、スキー、自動車による通行
滞 在 権	テントでの宿泊を含め、休息、水浴びのための短期滞在
自然環境利用権	ヨット、モーターボート等の使用、水浴び、氷上スポーツ、魚釣りなど
果 実 採 取 権	土地の所有者に対価を支払わない、野性の果実やキノコ類の採取

「自然享受権」は英語ではright of public access to the wilderness / freedom to roam / right to roam / everyman's rightなどと訳されている。表1に示すように、北欧においてはその権利の種類と内容が提示されている。しかし、これらの内容は国によって多少異なるため、各国の具体的な内容について見てみると、以下のように示されている<sup>4</sup>。

#### 4-1 デンマーク

デンマークでは自然保護法（1969年）によって明文化されており、1991年の自然保全条例（The Nature Conservation Ordinance No. 8）に継承されていく。デンマークは北欧の中でも比較的人口密度が高いため、利用者の権利は認められているものの、その内容には一定の制限が設定されている。

#### 4-2 ノルウェー

「自然享受権」は古くから慣習法として成立しており、野外余暇法（1957年）のなかで明文化されている。概要は、

柵(さく)で囲われた内野(innmark)と囲われていない外野(utmark)によって権利が区別されていることなどである。

#### 4-3 スウェーデン(万人権: allemansrätten)

「自然享受権」は古くから慣習法として存在し、この権利は憲法で保障されている。例えば、誰でも人の庭で果物を取ることが許されている。これは「自然は人が所有するものではない。共に分かち合い、いつくしむものである」との考えに基づいている。ただし、多くの部分が慣習法に委ねられており、鳥獣の狩猟については「自然享受権」に含まれない。その具体的な内容は、次のとおりである<sup>5</sup>。

「自然享受権」で認められていること

- ①他人の住居の近くや耕作地を除いて、どの土地へも立ち入ることができる。
- ②テントを張ることができる。
- ③花、きのこ、ベリーを摘むことができる。
- ④通ってはいけないという標識がない限り、私道を車で通ることができる。
- ⑤湖で泳ぐことができる
- ⑥個人宅から離れてさえいれば、どのビーチへも行くことができる。
- ⑦五大湖とその湖岸では、魚を捕ることができる。

次の点に留意すること。

- ①他人の住居には近づかない
- ②許可された場所でのみテントを張る。
- ③岩の上や近く、また火が燃え広がりそうな場所では火を焚かない。
- ④ポイ捨てはしない。ゴミは持ち帰る。
- ⑤排泄物の跡を残さない。
- ⑥森林やその土地に損害を与えない。
- ⑦牧場や家畜を育てる場所の門は必ず閉める。
- ⑧絶滅危惧種の植物を採取しない。
- ⑨自然保護区などでのルールを把握し、守る。
- ⑩ペットの犬は飼い主が責任をもって管理すること。
- ⑪スウェーデンの自然を享受する際は、他人や野生動物を思いやる。
- ⑫許された場所でのみ泳ぐ。
- ⑬許可された場所でのみ車を使用する。

#### 4-4 フィンランド(jokamiehenoikeus)

フィンランド政府観光局はホームページにて「自然享受権」を認めていることを公表しており<sup>2</sup>、その具体的な内容についてはフィンランド環境省が作成した“Everyman's right in Finland”の中で説明している<sup>11</sup>。この小冊子は最新刊では25ページにもなるため、分量も多い。このため、キートスショップでは、その内容について次のように分かりやすくまとめている<sup>8</sup>。

「自然享受権」の具体的な権利として、次の内容が示されている。

- 森もしくは原野の中での歩き、スキー、サイクリング。
- 森もしくは原野の中での休みもしくは短期間のキャンプ。
- 野生のベリー、キノコ、お花を採ること(保護種でなければ)。
- シンプルな竿とラインだけでの釣り。

- 湖や湖でボートを漕いだり、泳いだりすること。
- 凍った湖、川、海で歩いたり、スキーしたり、運転したり、釣りしたりすること。

なお、「自然享受権」にカバーされず、禁止されていることもある。

- 他人の生活に影響を与えてはいけません。
- 他人の財産に損害を与えてはいけません。
- トナカイなど動物の生態に影響を与えてはいけません。
- 私有森からコケを採ったり、落ちた木を拾って持って帰ったりしてはいけません。
- 緊急状態以外に火を起こしてはいけません。
- ごみを捨ててはいけません。
- 車やバイクを許可なしで道路から外れて走ってはいけません。
- シンプルな釣り道具以外の釣りには許可が必要となる。

「これらの権利は国有地、私有地に関わらず慣習的に保護されている。土地所有者は森林や再生可能資源の保護を義務付けられており、土地所有権と利用権を持つと同時に自然環境の維持義務を負うことになる。スウェーデンでは近年、ハンググライダーやマウンテンバイクなどアウトドアスポーツの普及で大会などが頻繁に開かれるようになり、自然が踏み荒らされるケースが始め、「自然享受権」についての論争が起きている。このため、「自然享受権」は個人の権利であり、団体に認められたものではないという新たなガイドラインが付け加えられた」との説明があり、自然環境の保護が重要視されてきている<sup>9</sup>。このような権利は、当時は存在しなかった現在のアウトドアスポーツの盛隆との狭間で苦しめられている。上述のように、「自然享受権」は古くは慣習法を背景とした経緯を持つことから、それは個人の権利として認められていたことからすれば、団体に認められた権利ではないというのも正当な理由と考えられる。

日本においてはこの「自然享受権」に直接的に該当する法令などはないが、類する事例として環境権のうちの「個別的環境権」にあたる自由に海浜に出入りする権利（入浜権）について主張や論争がなされている。しかし、日本の場合は海岸線及び水面はすべて公有となっているため、「一個人には認められるものではないという理由から、行政訴訟では否定され続けてきている<sup>10</sup>」など、自然に対する認識は高くとも自然との権利については不確定であると言える。

日本のテレビ番組などでこれらの国々の観光で野外の果実を採取するシーンなどが放映されることがあるが、このような場面で「自然享受権」に触れることはほとんどない。国によって法令が異なるため一概にどの法令が良いのかなどは判断できないが、現在スポーツ以外においても自然にかかわる様々な問題が表出していることを考慮すれば、それらに関する法令が日本にないことは危惧される。今後、日本においても、自然とのかかわりに関する法令の準備の必要性が求められるようになることが示唆される。

## 5 対自然スポーツとしてのスポーツ

自然の中で行われるスポーツとは言っても、夏季にはクロスカントリーやヨット、冬季にはスキーやスケートなど多種多様のスポーツがあり、それぞれ特性を持っている。ここでは代表的な事例として、斜度や形状などの斜面をはじめとして、雪質はもちろんのこと気温や湿度あるいは風速・風向などに大きく影響を受けやすいスキーを取り上げる。スキーに関する研究・書籍も多種多様であるが、前述のようにスキーのとらえ方について著述された論

考を抽出する。

なお、スキーの中でもクロスカントリー・スキーと禅をテーマとした洋書などが散見されるが、これらは宗教とスポーツという別の内容となるため割愛する。ここでは、体育学的にその捉え方を提示している「歩くスキーの理論と実践」<sup>7</sup>を取り上げる。

この冊子は、当時の北海道教育大学寒冷地体育研究会（既に解散）が1974年に創刊した体育原理・運動生理学・体育心理学・用具・実践事例などを収めた歩くスキーに関する総合的な学術研究書である。代表者は今村源吉であり、その中で歩くスキーの体育的意義について論じている。骨子を結論的に言えば、「スキーは対自然運動であり、その目的を自己発見の文化である」とする考え方である。説明は巻末の資料（全文）の通りであり、スキーをどのようにとらえるのかという内容について具体的に説明している。

スキーは冬の自然環境で行われるものであるが、人間はその自然環境に一度も勝ったことはない。長い歴史から見れば、勝てないものを敵対視するのではなく、自然から得た教訓と恩恵を良いものとして理解し、よりよい冬の生活のためにはそのような自然を当たり前環境として受け入れる姿勢が必要である。つまり、冬という自然環境はそこに存在する現実の環境であるのだから、よりよい付き合い方（調和の仕方）として自然との「対話、理解、調和が要求される」とする考え方が妥当であるとする考え方である。この考え方は、自然という事実である現実と歴史的な人間のかかわりを端的に表していると言える。もちろん、実際の生活のために除雪や排雪・融雪なども行われるが、雪そのものを降らせないようにできないからである。もし、仮にそのようなことが可能になったとした場合、それを現在の言葉と同様の「自然」という言葉で呼ぶのだろうか。雪が降る地域と雪が降らない地域がある以上、どちらも自然と言えるのではないか。このような意味での自然は、雪の降る自然と雪の降らない自然といった反対の事象もともに自然と表現することのできる幅広い言葉である。その現象に、人間はどのようにかわるのか。

このような考え方に立てば、「自然と人間」とのかかわりは生きていることを実感する「自然観」であり、より接近することにより人間はその「自然」の美しさや豊かさを深く内的に見つめる追求という思考に至ることになる。スキーは冬の自然に対面するスポーツであることから、これを踏まえれば、スキーは冬の厳しい「自然」の中から「人間」を再発見する環境で行われる身体活動であるとするのである。つまり、「再発見」とは「自然」を様々な角度から追求した結果、人間が得ることのできる「自然」からの恩恵や教訓であり、またそれらを生かした技術や方法であるとする。これらのことを、今村らは「自己発見の文化」であると考えた。

確かに、人間は常日頃から冬の厳しい自然環境を如何に快適に合理的に過ごすか奮闘していることを考慮すれば、「自然」からの恩恵や教訓を生かすことは非常に貴重である。このような思考や技術などを、今後のよりよい生活のための発見として位置付けることが重要となる。人間とは、地球という自然の中で生かされている一つの生命体である。仮に、寒冷積雪地に居住していて、このような自然環境が合わないという場合にはそれ以外の地域への転居や移住などが考えられるが、その新しい地においてもやはり夏季のスポーツは存在するため、同様なとらえ方が可能であると考えられる。

## おわりに

人間と自然の関りは、長く、深く、広い。かつて、エーリッヒ・フロムは「人間が完全に自然から離れることはない、あくまで人間は自然の一部だ」と、言い残している<sup>12</sup>。また、ジョン・パスモアは自然科学の観点から「自然を理解し、自然に対する責任を問う場合、いつでもわれわれ人間にとってだけの自然という発想にもとづいて、どこまでも人間中心主義的な価値観、すなわち自然に対する人間の優位と支配を求める価値観から離れられないでいる」

と批判している<sup>6</sup>。これは、遡ること1979年時点での言及である。

自然とそもそも人間がするスポーツはどちらも表象的・現象的な状態を指すことばであり、その内容はいずれも多種多様であることから、両者の関係は千差万別あるいは無限であると言ってもよいかもしれない。そのように考えるならば、これらの言葉には現在のアウトドアスポーツを考える上で、きわめて興味深い内容を包含していると言える。

これらの考え方を踏まえ、本稿においては自然とかかわりの深いアウトドアスポーツを事例として検討を行った。まず、日本では法令としては馴染みのなかった自然に対する人間の権利という生活の中での実態が、北欧の国々には古くから現在に至るまで継承されていることは、特筆に値する。この「自然享受権」と呼ばれる人間の権利は他者(物)に損害や被害・迷惑などをかけない限りにおいて日本でも有効であろうと考えられるが、その実際の実施については今後法律上の課題となるであろう。

今回取り上げたスキーは、冬季の代表的なアウトドアスポーツの一つである。日本では認知度が高く、また大いなる自然の中で実施されるスキーを取り上げたが、研究もメディアもどちらかと言えば競技場面などが中心となっている。しかし、近年では日本の九州や関西地域の高等学校が宿泊しながら北海道でスキー学習をするなど、スキーの教育的意義が高く評価されている。そのような際に、スキー技能の向上はもとより、対自然スポーツであるというスキーを通しての自己発見というスポーツの意義について学習することも重要な学習内容となるであろう。

地球上の存在や状況をすべて自然ととらえれば、当然自然に対してはさまざまな見方や考え方がある。地球温暖化や他の惑星への移住などが話題になる昨今、われわれは自然とどのようにかかわりあうべきなのか。自然に対するこのような考え方やかかわり方が理解されることを通して、自然の中で得られる恩恵などを人間としての自己の成長へと導くことが期待される。

(巻末資料)

#### 資料 歩くスキーの体育的意義

##### 自己発見の文化

「歩くスキー」の体育的意義において、その目的を「自己発見の文化」であると考えたのであるが、このことは当然「スキー」は対自然運動であり、冬の自然がその対象となるものであるということにたっているのである。／われわれ寒冷地域に生活するものにとって「冬の生活」それは直接的に「冬の自然」との対話であり、そこに「自然との対話、理解、調和」が要求される。／この「自然」と早退したときに、人間は長い歴史の中で「自然」と戦い必ず打ち負かされ、そして「自然」と一致し「自然」からの教訓と恩恵を得て、はじめて「自然」と調和の生活を知ってくるのである。それは北方圏に生活する民族の「自然」と「人間」の中に見られる姿であろう。日本における「自然」と人間とは、「自然」の非常に温和な環境にあつての「自然」観であり、「自然」の美しさ、「自然」の豊かさをさらに深く内的に見つめる「自然」の追求である。この「自然と人間」とのかかわり合いの思想は歴史的に古く見られるものである。／寒冷地における日本の対自然館の歴史は浅い、人間の及ばざる「自然」に対する謙譲と忍耐、敬けんなどのしこ反省の習慣は遠く北方民族には及ばないのである。「スキー」はこの「冬の自然」に直面するスポーツであり、きびしい「自然」の中から「人間」を再発見する環境がその中に存在することである。／われわれは、これを「自己発見の文化」としてとらえたのである。／自然の荒廃が、人間の精神の崩壊につながり、人間性の回復が叫ばれている現在、「歩くスキー」の位置は非常に意義のある存在として考えなければならないと思うのである。／この論文は、体育学研究第9巻、1973に発表したものである<sup>7</sup>。

## 引用・参考文献

- 1 Encyclopedia, Nature sports, <https://encyclopedia.pub/entry/13912>.
- 2 フィンランド政府観光局, 自然享受権, Everyman's right in Finland, <https://www.facebook.com/visitfinland.jp/posts/581240288610728/>.
- 3 フリー百科事典ウィキペディア (Wikipedia), 自然享受権, <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E7%84%B6%E4%BA%AB%E5%8F%97%E6%A8%A9>.
- 4 同上3.
- 5 前掲3.
- 6 ジョン・パスモア, 間瀬啓充 (訳), 自然に対する人間の責任, 岩波現代新書, p.344, 1979.
- 7 寒冷地体育研究会, 「歩くスキーの位置」, 歩くスキーの理論と実践, 寒冷地体育研究集会報告, 北海道教育大学寒冷地体育研究会, pp.7-11, 1974.
- 8 キートスショップ, 自然享受権, [https://www.ymparisto.fi/download/Everymans\\_right\\_in\\_Finlandpdf/%7B2039A0E2-6CC0-4DB3-ABA2-21670806FDD6%7D/24256](https://www.ymparisto.fi/download/Everymans_right_in_Finlandpdf/%7B2039A0E2-6CC0-4DB3-ABA2-21670806FDD6%7D/24256).
- 9 前掲3.
- 10 前掲3.
- 11 The Finnish Ministry of the Environment, Everyman's right in Finland, chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/[https://www.ymparisto.fi/download/Everymans\\_right\\_in\\_Finlandpdf/%7B2039A0E2-6CC0-4DB3-ABA2-21670806FDD6%7D/24256](https://www.ymparisto.fi/download/Everymans_right_in_Finlandpdf/%7B2039A0E2-6CC0-4DB3-ABA2-21670806FDD6%7D/24256). 冊子体はISBN 951-731-030-7.
- 12 ウェブ石碑, エーリヒ・フロム, <https://ja.wikipedia.org/?curid=119757>.

### — 本資料の利用における留意事項 —

- 本資料は執筆者が信頼できると判断した各種データに基づいて作成されていますが、本会がその正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、本会の統一的な見解を示すものではありません。本会は本資料を転載・引用したことによる結果について一切の責任を負いません。
- 学術研究目的以外で本資料の全文または一部を転載・複製する際には申請が必要になります。ご利用の際には当協会までご連絡をお願いいたします。

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室  
E-Mail : [spolab@japan-sports.or.jp](mailto:spolab@japan-sports.or.jp)